

## みんなが持てる身分証明書 住民基本台帳カード

市民課  
☎229-3144 ☎221-1173

写真付き住民基本台帳カードは、公的な身分証明書としても使える便利なカードです。公的な身分証明書を持っていない人にお勧めで、申請方法は次のとおりです。

**受付場所** 市民課または各総合支所市民福祉課(市民課)

**受付時間** 月～金曜日9時～17時(祝・休日、年末年始を除く)

### 持ち物

- 顔写真(縦45mm×横35mm、正面・無帽・無背景で6カ月以内に撮影したもの)
- 印鑑
- 本人確認書類(運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)
- 委任状 ※代理人による申請の場合

**手数料** 500円  
**有効期限** 発行日から10年間

持参した書類によっては即日交付できないことがあります。その場合、申請後に本人確認のための照会書を住民登録地に郵送しますので、後日、その照会書に対する回答書と併せて、2点以上の本人確認書類(健康保険証・年金手帳など)を持参し、カードを受け取りに来てください。詳しくは市民課へお問い合わせください。

## イベント

### 津市戦没者戦災犠牲者追悼式

福祉政策課  
☎229-3283 ☎229-3334  
各総合支所市民福祉課(福祉課)

**と き** 10月16日(木)13時30分～  
(受け付けは12時30分～)

**ところ** 津リージョンプラザお城ホール  
※入場者多数の場合、入場制限を行うことがあります。

## 美杉人権学習会

教委美杉教育事務所  
☎272-8091 ☎272-8090

### とき・ところ

とき(10月)	ところ
15日(水) 19時30分～	竹原地域住民センター
16日(木) 10時～	下之川地域住民センター

**内容** 阪田崇稔さん(みすぎ杉の実作業所施設長)による講演「作業所のなかまとわたし」



昨年の美杉人権学習会

# 個人市民税・県民税の公的年金からの特別徴収制度 ～新たに10月から引き落としになる人をお知らせします～

## 公的年金からの特別徴収制度とは

公的年金を受給している人が、個人市民税・県民税を年金からの引き落としにより納付する制度です。

## 新たに対象となる人は

平成25年度に年金から特別徴収(年金からの引き落とし)されていない人で、下記の「対象」全てに該当する人は、平成26年10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。対象者には、6月に届いた「平成26年度市民税・県民税納税通知書」に、お知らせを同封しています。

※平成25年度途中で年金からの特別徴収が中止になった人も含まれます。

## 対象

- 昭和24年4月2日以前に生まれた人
- 平成25年中の所得が公的年金のみで、平成26年度個人市民税・県民税が課税されている人
- 平成26年1月1日以降、引き続き市内に居住

している人

- 年金から介護保険料が引き落とされている人

## 納付方法

今年度は年税額の半分を、今までどおり第1期・第2期に分けて普通徴収で納付していただき、残り半分は3回(10月、12月、来年2月)に分けて年金から引き落とされます。

## 納付月と納付割合

納付月	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	平成26年 6月 (第1期)	平成26年 8月 (第2期)	平成26年 10月 (年金支給月)	平成26年 12月 (年金支給月)	平成27年 2月 (年金支給月)
納付割合	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

※平成27年度分の仮徴収として、平成27年2月分と同額を、平成27年4月・6月・8月の年金から特別徴収します。

※津市外へ転出した場合や、税額に変更があった場合などには、公的年金からの引き落としが中止になることがあります。引き落としが中止になった場合は、あらためて納税通知書などでお知らせします。

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331